

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町420 京都インペリアルビル4階



弁護士政次

ごあいさつ

今年もあと数日となりましたが、みなさまお元気にお過ごしでしょうか。
当事務所も本日で仕事納めです。新年は7日から業務を開始致します。
来年が皆様にとって良い年でありますように祈念いたします。
さて今回は、みなさまが弁護士に事件を依頼する際にとても気になる弁護士報酬について簡単に説明いたします。

平成24年12月

弁護士 政次秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

弁護士費用の取り決め

(問) 1000万円を友達に貸したが約束どおりに返してくれません。弁護士に依頼しようと思いますが、弁護士費用はいくらくらいかかりますか。

(答え) 弁護士費用としては、事件を依頼した際に支払う「着手金」と事件が解決した際に支払う「報酬金」が必要となります。そして、この着手金と報酬金については、弁護士事務所ごとに報酬規程で定めており、一律に決まっているわけではありません。たとえば、当事務所の報酬規程によると、本件は1000万円の貸金返還請求事件なので、本件の「経済的利益」は1000万円となりますので、この経済的利益の5%に9万円を加えた59万円が着手金となります。そして、実際に相手方から1000万円の返還を受けた場合に

は、1000万円という実際に確保した経済的利益の10%に18万円を加えた118万円が報酬金となります。ただし、事件の困難さや複雑さなどは、個々の事件ごとに異なりますから、機械的に上記金額に決まるわけではありません。また、「経済的利益」をどのように考えるのが難しい事件もあります。ですから、最終的には、事件ごとに弁護士と依頼者の話し合いによって金額が定まります。実際には、問いのような事件なら、事件の複雑さにもよりますが、着手金として30万円程度、報酬金として100万円程度となるのではないのでしょうか。

弁護士費用の取り決めはとても重要ですから、事前に弁護士とよく話し合い、十分に納得した上で弁護士に事件を依頼されるようにして下さい。

(右上へ)

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊦)